

資料 1

2021年度 石油コンビナート等防災本部訓練 の結果について

2022年3月

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課

石油コンビナート等防災本部

本部員

本部長

知事

第三管区海上保安本部長

県警本部長

市長（横浜・川崎）

消防長（横浜・川崎）

特定事業所の代表

陸上自衛隊 連隊長

知事部内の職員

【事務局】
消防保安課

防災体制の充実

2015年度の石油コンビナート等防災計画の見直し時に
石油コンビナート等防災本部等の防災体制の充実を図ること
とした

項目	防災体制の充実に向けた主な対応
関係機関の 情報共有	<ul style="list-style-type: none">・ <u>大規模地震発生時の被害情報の報告方法の充実</u>・ <u>災害の初期段階において、応急対策上必要な取扱物質の種類などの情報を消防機関に伝える体制の整備</u>・ <u>各種情報通信手段の機能確保</u>
関係機関の 連携体制	<ul style="list-style-type: none">・ <u>合同立入検査の実施</u>・ <u>大容量泡放射システムの円滑な輸送に向けた協定の締結</u>
住民等への 情報伝達	<ul style="list-style-type: none">・ <u>社会混乱防止のための災害広報の積極的な実施</u>
教育・訓練 体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ <u>防災訓練の充実</u>

※下線部は2015年度見直し時に追加・修正した箇所

石油コンビナート等防災本部訓練

1. 情報受伝達訓練 (2021年8月20日実施)

特別防災区域での災害発生時に、関係機関が特定事業所の被害状況を迅速に把握・共有する体制を強化するため、FAX等による情報受伝達訓練を実施

(「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき実施)

2. 合同図上訓練 (2021年10月21日実施)

東京都大田区を震源とする大規模地震により、東亜石油(株)京浜製油所のLPGタンクでガス漏えいからの火災が発生するといったシナリオに基づき、初動対応を中心とした“講義”+“机上訓練”の形式で実施

情報受伝達訓練の概要

■ 参加機関

83機関

神奈川県くらし安全防災局、横浜市総務局・消防局、川崎市総務企画局・消防局、各特定事業所(69事業所)、各地区共同防災協議会(6協議会+3団体)

■ 被害想定

- 平日昼間にコンビナート地域で**震度5弱**を観測
- 津波の発生のおそれなし

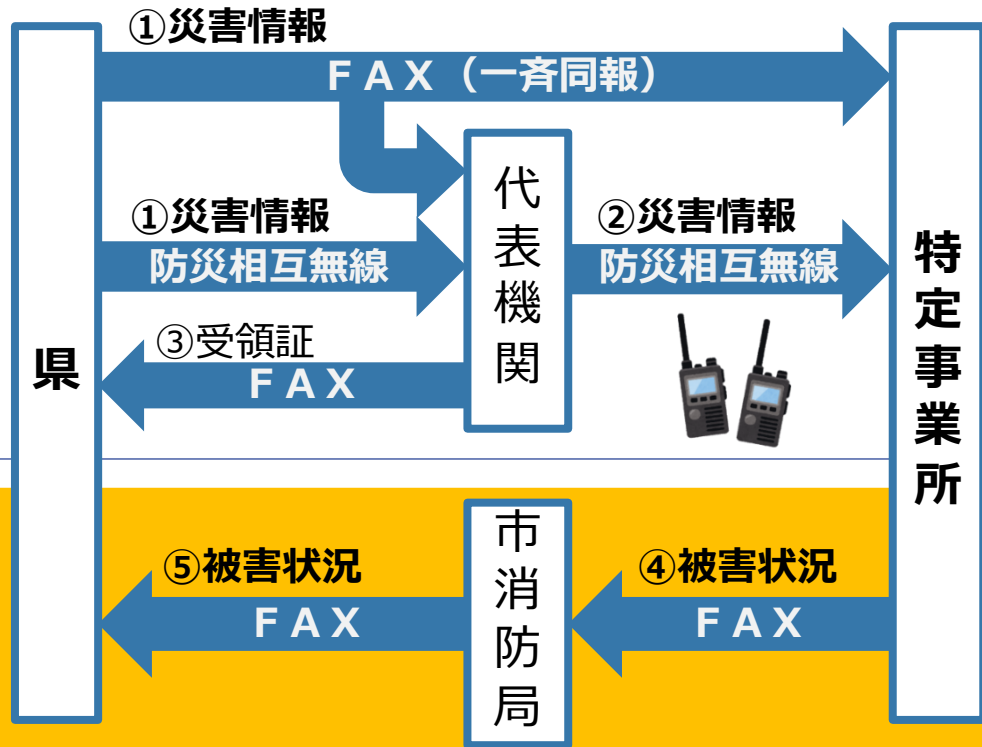
情報受伝達訓練の概要

訓練方法

FAX及び防災無線を用いて県から災害情報を発信後、
特定事業所が被害状況を市消防局経由で県等へ伝達した

※毎偶数月に県くらし安全防災局総務室が実施しているFAX一斉同報試験と併せて実施

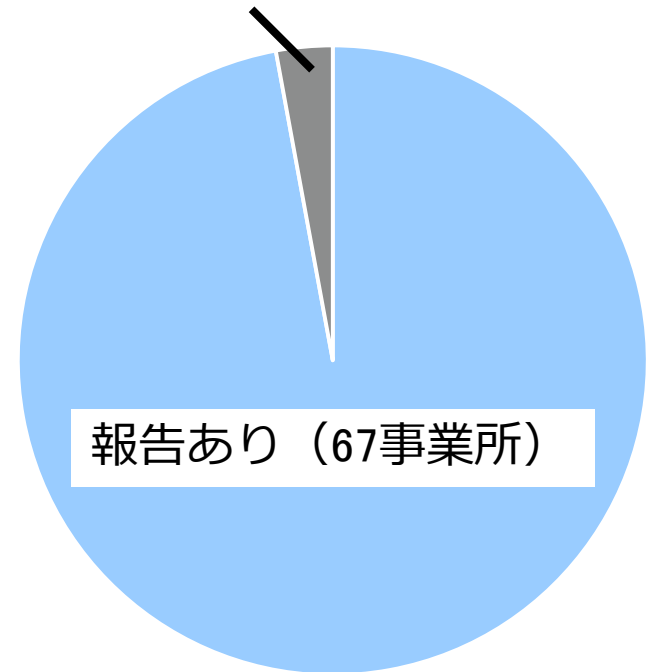
ファクシミリ一斉同報運用
要領※¹に基づく手順（偶
数月20日試験）



情報受伝達訓練の実施結果

- 訓練参加事業所のほぼ全てからFAX報告があった。
- 報告のない事業所が若干数あった。
- 報告がなかった理由としては・・・

報告なし（2事業所）



“訓練当日に担当者が急遽変更となり、FAX発信が必要であることが引き継がれておらず、回答しなかった。”

訓練では県送信FAXを災害発生の場合としていますが、実災害時には、自発的な被害状況報告（FAXの送信）が必要となります。

災害発生時の対応

地震・津波発生時における石油コンビナート施設 被害状況等把握マニュアル (平成25年6月19日施行)

目的	地震、津波等による施設被害を迅速に把握し、防災関係機関が情報共有することで、災害時の防災体制の強化を図る。
対象災害	特別防災区域で <u>震度5弱以上観測</u> 、又は <u>津波警報等の発令</u> ※異常現象など、他法令で通報義務がある事象を除く。
対象施設	高圧ガス施設、危険物施設、毒物・劇物取扱施設、その他 ※石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（特定事業所）内に設置する施設に限る。

➤ 参考 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

被害状況等把握マニュアルについて

- 報告を行う災害の条件は？
- 報告の対象となる施設は？
- 報告する時間の目安は？

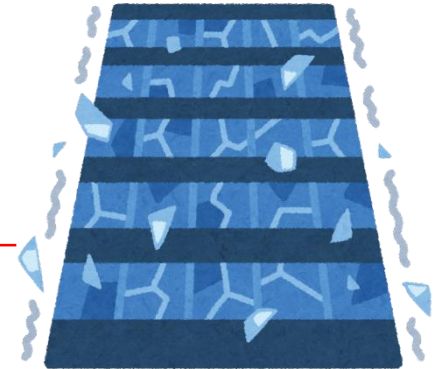
報告を行う災害の条件

■ 地震発生時

気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市の特別防災区域において、**震度5弱以上**の地震を観測した場合

⇒震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存在する事業所が報告

(2021年10月7日の地震は全ての事業所が対象)



■ 津波発生時

気象庁により津波警報又は大津波警報が津波予報区（東京湾内湾）に発表された場合

⇒津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存在する事業所が報告
(神奈川県内の特定事業所は全て対象※)



※2022年3月11日時点

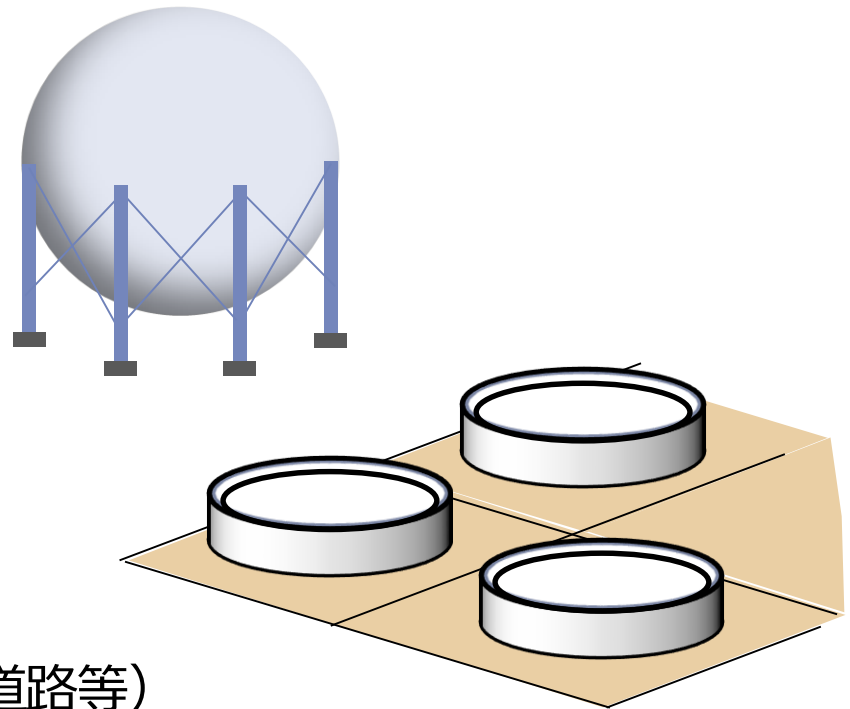
報告の対象となる施設

■ 報告対象の事業所

石災法第2条第4号及び第5号の第一種事業所及び第二種事業所

■ 対象となる施設

- 高圧ガス施設
- 危険物施設
- 毒物・劇物取扱施設
- その他の施設（管理棟、構内道路等）



報告する時間の目安

■ 地震発生時

- 第1報 : 地震発生後 **1時間以内**
- 第2報 : 地震発生後 **2日以内**
- 第3報以降 : 施設被害状況等に変更が生じた時点

■ 津波発生時

- ・施設被害に関する内容については、**施設被害状況等について把握が可能となった時点で速やかに報告**
- ※ 防災活動状況、避難の状況、地震発生時の稼働状況等の報告可能と考えられる内容については、その時点で把握している範囲において報告

<補足>

施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合、改めて報告する必要はない

注意事項等

- 訓練では県送信FAXを災害発生の場合としていますが、実災害時には、**自発的な**被害状況報告（FAXの送信）が必要となります。
- 昨年10月7日の地震を踏まえ、各事業所において、**“地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル”**により、対応の確認をお願いします。
- 夜間に地震等が発生することを想定し、**宿直対応者、警備員等の夜間対応を行う方**にも、必要に応じて、説明をお願いします。

<参考>

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

石油コンビナート等防災本部訓練

1. 情報受伝達訓練 (2021年8月20日実施)

特別防災区域での災害発生時に、関係機関が特定事業所の被害状況を迅速に把握・共有する体制を強化するため、FAX等による情報受伝達訓練を実施

(「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき実施)

2. 合同図上訓練 (2021年10月21日実施)

東京都大田区を震源とする大規模地震により、東亜石油(株)京浜製油所のLPGタンクでガス漏えいからの火災が発生するといったシナリオに基づき、初動対応を中心とした“講義”+“机上訓練”の形式で実施

合同図上訓練の概要

■ 参加機関

11機関 計43名

神奈川県くらし安全防災局、横浜市(総務局、消防局)、川崎市(総務企画局、消防局等)、神奈川県警察本部、第三管区海上保安本部、ENEOS(株)根岸製油所、東亜石油(株)京浜製油所、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JERAグループ、むつ小川原石油備蓄

※下線部はオブザーバーとしての参加

■ 被害想定

- 東亜石油株式会社 京浜製油所
 - ・LPGタンクからガスが漏えいし、火災となり、爆発の危険性が生じる

合同図上訓練の概要

■ 訓練方法

- 予め公開されたシナリオに基づき、**“講義” + “机上訓練”**の形式で実施
- **講義**では、シナリオをフェーズ分けし、災害対策本部を主体とした情報の受伝達等、各フェーズにおける各機関の主な活動や根拠規程等について、各機関講師より初任者に向けて説明を行った
- **机上訓練**では、時間経過に応じてコントローラーから付与される状況に基づいて、各機関プレイヤーが情報収集・報告・対応協議を行った

訓練の様子（講義）



訓練の様子（プレイヤー）



合同図上訓練の実施結果

■ 成果

講義実施した後に机上訓練を行ったことで、初任者も分かりやすい訓練となり、災害対応の初動対応の理解に役立てることが出来た

■ 課題

訓練シナリオに関する意見が多数寄せられている

例：横浜市・川崎市の同時発災、初任者向け中級者向けの交互開催

課題を踏まえた改善を行い、今後も応急活動体制の強化に向けた訓練の充実を図っていきます。

各事業所においても、必要な情報を迅速かつ的確に行政機関へ提供できるような体制作りをお願いします！